

規制の事前評価書

政策の名称	措置入院先病院の管理者による退院後生活環境相談員の選任	担当部局名	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課	作成責任者名	精神・障害保健課長 田原 克志	評価実施時期	平成29年2月
法令案等の名称・関連条項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)新第29条の5の2						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状及び問題点】 退院後生活環境相談員は、医療保護入院者については選任が義務付けられているが、措置入院者については選任が義務付けられておらず、病院における退院後支援の体制が不十分となっている。また、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書(平成29年2月8日とりまとめ)において、「措置入院者の退院後の医療等の支援内容の検討に当たって重要な役割を担う措置入院先病院において、退院に向けた医療・生活面等での支援を行える体制を設けることが必要である。具体的には、医療保護入院の場合と同様に、病院管理者が、精神保健福祉士等を退院後生活環境相談員として選任する仕組みを設けることが適当である。」とされている。</p> <p>【規制の目的、内容】 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に、措置入院者及びその家族等からの退院後の生活環境に関する相談等に応じる退院後生活環境相談員の選任を義務付ける。</p> <p>【規制の必要性】 措置入院者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に、措置入院者及びその家族等からの退院後の生活環境に関する相談等に応じる退院後生活環境相談員の選任を義務付けることで、措置入院者の退院後の医療等の支援内容の検討に当たって重要な役割を担うこれらの病院において、措置入院者の退院に向けた医療・生活面等での支援を行い、措置入院者が退院後も円滑に必要な医療等の支援を受けられるようにする必要がある。</p>						
想定される代替案	措置入院者の退院後支援を行う事業者制度を別途精神保健福祉法上に設け、当該事業者に精神科病院内における上記の退院後を促進するための措置を行わせることとする。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	精神科病院の管理者に、退院後生活環境相談員を選任する業務負担が発生するが、本規制案は、精神科病院における既存の人員体制等に対応することが可能であるため、過大な負担にはならないものと考えられる。	事業者が上記の退院を促進するための措置を行う人員等を別途配置する必要があり、かつ精神科病院と当該事業者との連絡調整費用等も発生することが想定される。					
2 行政費用	行政による精神科病院への指導監督の際の調査項目等が増えるが、大きな負担増とはならないもの考える。	措置入院者の退院後支援を行う精神科病院への指導監督に加え、当該事業者に対する指導監督も必要になり、また、当該事業者の事業の適正さを担保するための指定・登録制度等を設けることによる費用が発生することも想定される。					
3 その他の社会的費用	措置入院者の地域生活への円滑な移行が促進され、再度の措置入院の解消に伴う費用の削減等が期待される。	上記行政費用を補うために、広く国民全体に費用負担が生じることが考えられる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	措置入院者及び精神科病院にとって、再度の措置入院が解消され、地域生活への円滑な移行がより進んでいくという便益が期待される。	規制案と同じような便益が発生することが見込まれる。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	規制案と代替案について、規制の便益についてはほぼ同程度と考えられる一方で、規制の費用については代替案の方が明らかに大きくなることから、規制の費用と便益を総合的に考察すると、規制案がより適正な案と考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	精神保健医療福祉の有識者で構成される「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の報告書(平成29年2月8日とりまとめ)において、「措置入院者の退院後の医療等の支援内容の検討に当たって重要な役割を担う措置入院先病院において、退院に向けた医療・生活面等での支援を行える体制を設けることが必要である。具体的には、医療保護入院の場合と同様に、病院管理者が、精神保健福祉士等を退院後生活環境相談員として選任する仕組みを設けることが適当である。」とされており、上記の規制案は、当該指摘を踏まえたものとなっている。						
レビューを行う時期又は条件	この法律の施行後5年以内に、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。						